

日吉津村パブリックコメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村自治基本条例（平成20年日吉津村条例第22号）第33条の規定に基づき、パブリックコメントの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 村民 日吉津村自治基本条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する次に掲げるものをいう。

ア 村内に住所を有する者

イ 村内で働く者、学ぶ者、活動する者並びに村内に土地又は家屋を有する者

ウ 村内に事業所を有する者及び営利法人、村内に事務所又は活動拠点を有する営利を目的としない組織及び団体

(2) パブリックコメント 村が策定若しくは改定しようとする施策、計画等の案又は村が制定若しくは改廃しようとする条例等の案（以下「施策案等」という。）の内容について広く公表し、村民からの意見、要望等（以下「意見等」という。）を受け付け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

(実施の範囲)

第3条 パブリックコメントを必要とする施策案等は、村民の生活に重大な影響を及ぼすと考えられる次に掲げるものとする。

(1) 大規模な拠点開発及び施設整備計画の策定又は改定

(2) 村政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は村民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（村税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(3) 総合計画等村の基本的政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(4) その他村民の生活に重大な影響を及ぼす規則等の制定又は改廃

2 村長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、パブリックコメントを行わないことができる。

(1) 軽微なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの

3 村長は、第1項各号に掲げる事項以外のものについても、村政運営に関し、積極的にパブリックコメントを行うよう努めるものとする。

(パブリックコメントの実施)

第4条 村長は、パブリックコメントを実施しようとするときは、当該施策案等を公表するとともに、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策案等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 根拠法令の規定や上位計画等の概要
- (3) 施策案等を立案する際に整理した考え方
- (4) 施策案等の実施に係る概算事業費
- (5) 期待する効果及び可能な限り数値化された目標
- (6) その他村長が必要と認める資料

2 村長は、前項の公表に際して、次に掲げる意見等の提出に係る事項等を併せて公表するものとする。

- (1) 施策案等に対する意見等の提出期間、提出先及び提出方法
- (2) 施策案等に係る資料の入手方法
- (3) 施策案等についての問い合わせ先

(情報提供の方法)

第5条 村長は、パブリックコメントの実施に当たっては、次に掲げるもののうち適当な方法により、村民に対し情報提供するものとする。

- (1) 村役場及びヴィレステひえづにおける閲覧又は配布
- (2) 村広報誌への掲載
- (3) 村公式ホームページへの掲載
- (4) 村防災行政無線による放送
- (5) 有線テレビジョン放送による放送
- (6) 説明会、意見交換会等の開催
- (7) 村内全世帯への印刷物の配布
- (8) その他村長が必要と認める方法

(意見等の提出期間)

第6条 村長は、前条の規定により情報提供を開始した日から起算して30日以上、村民からの意見等の提出の期間を確保しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る期間を定めることができる。

(意見等の提出)

第7条 村民は、この要綱の定めるところにより意見等を提出することができる。

2 前項の規定により、意見等を提出する者は、住所、氏名、連絡先、第2条第1号の村民に該当する事項を明らかにしなければならない。

3 第1項の規定による意見等の提出は、原則として文書（電子文書を含む。）によるものとし、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 村長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール

- (4) ファクシミリ
- (5) その他村長が必要と認める方法
(個人情報の保護)

第8条 前条の規定により提出された意見等のうち個人情報に関するものは、日吉津村個人情報保護条例（平成13年日吉津村条例第2号）の趣旨により適正に取り扱うものとする。

(意見等の取扱い)

第9条 村長は、提出された意見等を考慮して施策案等の策定について意思決定を行うものとする。

2 村長は、第7条の規定により提出された意見等に対する村としての考え方及び施策案等への反映状況を取りまとめ、提出された意見等と併せ次に掲げる方法により公表するものとする。ただし、日吉津村情報公開条例（平成13年日吉津村条例第1号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 村役場及びヴィレステひえづにおける閲覧又は配布
- (2) 村広報誌への掲載
- (3) 村公式ホームページへの掲載
- (4) その他村長が必要と認める方法

(パブリックコメントの特例)

第10条 村長は、審議会等がこの要綱の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策案等の策定を行うときは、第3条の規定にかかわらず、パブリックコメントを行わないで意思決定をすることができる。

2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている施策案等の策定にあつては、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この要綱の規定に準じた手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(各執行機関等での取扱い)

第11条 村長は、パブリックコメントの実施について、この要綱に準じた運用を教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に求めるものとする。

(庶務)

第12条 パブリックコメントに関する庶務は、施策案等の所管課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。